

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.71

No.71 2016.9.7

■ 労働紛争解決システム在り方検討会第 8 回が開かれました

厚労省の透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会（座長 荒木尚志東京大学大学院法学政治学研究科教授）の第 8 回が 8 月 31 日に開かれました。

この検討会は解雇の金銭解決制度を含め個別労働紛争の解決システムについて議論するため、昨年 10 月から 7 回開かれています。今までの検討会では、有識者などを呼んで個別労働紛争の解決システムについてヒアリングを行ってきました。ヒアリングを一通り終えて行われた第 8 回は、今までの意見を振り返りつつ、今後に向けて議論を深めるためにお互い意見を出してもらった会合となりました。

その中で、委員の土田道夫同志社大学法学部・大学院法学研究科教授は、解雇の金銭解決制度について、4 つに意見に整理して意見を述べました。具体的には、①申立権者を労働者に認めるか、使用者にも認めるかという話、②申立権者を労働者に限っても不当解雇が誘発される、お金で解決しようという使用者が増えるという考えがあるが、不当解雇の誘発を防ぐ制度設計で対処できるのか、③労働契約法 16 条は解雇を無効と定めているが、金銭解決を許す解釈もできるのか、④既に現行制度で解雇の金銭解決は行われており、金銭解決の制度としては不要という考えがあるが疑問であり、一般市民にわかりやすい制度を作る必要があるという意見を述べました。これに対して、検討会委員として出席している労弁会長の徳住先生や常任幹事の水口先生をはじめとして、金銭解決制度には反対という意見も多く述べられました。また、紛争解決システムが多くある中で、その連携について、この検討会で議論してもらいたいという意見も述べられました。

最後は、荒木座長から日本は紛争解決システムが乱立しているので、それぞれの制度の整備が重要である、今日

の議論を踏まえて次回以降も引き続き議論することになりました。

今回第 8 回の議論の中心は、上記土田教授の意見を皮切りに解雇の金銭解決の話に集中しましたが、賛否入り乱れての議論という様子でした。次回以降も、どのような展開になるのか余談を許さない状況であり注視が必要です。労弁もバックアップチームを作って解雇の金銭解決制度の導入を阻止するべく力を尽くしていきます。

■ 「労働運動のための SNS・インターネット活用講座」 が開かれました

8 月 31 日、労弁とブラック企業被害対策弁護団の共催で「労働運動のための SNS・インターネット活用講座」が中大駿河台記念館で行われました。コンセプトは、労働運動で不可欠なツールであるインターネットや SNS(Twitter、Facebook など)の活用方法についてノウハウを共有し、今後の運動に活かしていこうというものでした。当日は会場満員の 50 名が参加し盛況でした。

初開催となる今回は初級編ということで、労使紛争で SNS を活用している NPO 法人 POSSE、首都圏青年ユニオン、プレカリアートユニオン、レイバーネット日本から、実際の活用方法（Yahoo! ニューストップに載せる意義・やり方、動画をアップしての YouTube や Twitter を使ったの情報拡散など）を報告してもらいました。

また、SNS やインターネットを活用するリスク（プライバシーや著作権問題など）への対策についても質疑応答がされ、多面的な検討がなされました。

世論喚起に今や不可欠なツールの一つとなっている SNS。労働運動にも積極的に活用できるように、企画の続編も検討中です。

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790